

MMRC
DISCUSSION PAPER SERIES

MMRC-J-57

**1950年代前半における
日本開発銀行と承継債権
—福岡支店取扱借入申込案件の分析—**

東京大学大学院
宮崎忠恒

2005年10月



東京大学21世紀COE [整備済]
ものづくり経営研究センター

1950 年代前半における 日本開発銀行と承継債権

—福岡支店取扱借入申込案件の分析—

東京大学大学院
宮崎 忠恒

2005 年 10 月

1. はじめに

第二次大戦後における日本の経済発展にとって、設備投資が重要な要因の一つであったことはよく知られている。設備投資において、銀行等の金融機関を通じた資金供給も重要な役割を果たした。そして、金融機関を通じた資金配分には、政府がさまざまな形で関与した。金融機関を通じた資金配分への政策的な関与は、政府系金融機関を通ずるものと、民間金融機関の資金配分に対する介入¹ の二つに大別できる。本稿は戦後日本における主要な政府系金融機関の一つ、日本開発銀行（以下、開銀と略記）に焦点をあてる。

開銀に関する研究は、主に、政府を含めた外部に対する開銀の自主性² や開銀融資の「カ

¹ 後者に関する研究には、1940年代後半における金融機関資金融通準則に基づく融資規制と日本銀行による融資斡旋に関する岡崎哲二「戦後経済復興期の金融システムと日本銀行融資斡旋」（『経済学論集』（東京大学）第61巻第4号、1996年1月）や、政府、審議会、銀行業の業界団体、産業の業界団体が参加する資金配分のコーディネーションの仕組みを、市場拡張的見解に基づいて、資金委員会法案という政治的な脅しの存在を民間銀行が政府の要望に応じたインセンティブとして注目しながら分析した、岡崎哲二・奥野正寛・植田和男・石井晋・堀宣昭『戦後日本の資金配分—産業政策と民間銀行』（東京大学出版会、2002年）がある。

² 貸出先企業の選別に関する自主性について、日本政策投資銀行『日本開発銀行史』2002年（以下、同書を『開銀史』と略記）は、復金における「自主性強化の基本的方向性は開銀創設にあたり参考とされ実現」し（31頁）、「一つの融資案件の融資決定までに、外部からの介入を受けることなく開銀の内部で（中略）決定手続がとられていた」（76頁）としているが、橋本寿朗『戦後日本経済の成長構造—企業システムと産業政策の分析』（有斐閣、2001年）は、海運融資において、第14次計画造船（1958

ウベル効果³」を焦点として行なわれてきた。しかし、先行研究では、融資業務に関する内部資料が利用できなかったこともあり、融資手続の内実にまで立ち入った実証分析は行なわれてこなかった。

本稿では、東京大学経済学部が所蔵する開銀地方部第一課『借入申込聴取書綴』を用いて、この資料上の問題を解決する。『借入申込聴取書綴』には、1952～54年度に開銀福岡支店を通じて借入申込の手続がなされた案件について、開銀内における最初の案件選別の段階である申込受付に際して作成された書類が綴じられている。これを分析することによって、申し込み受付にあたって、開銀が融資案件をどのように選別していたかを知ることができる。

設立当初（特に1950年代前半）の開銀にとって、復興金融金庫（以下、復金と略記）と見返資金特別会計から承継した債権が貸出原資として重要であったこと⁴と、債権の承継によって「管理回収が開銀の重要な業務となった」こと⁵が『開銀史』において指摘されている。また、ほとんど議論の対象とされることはないが、『開銀史』が正しく指摘しているように、融資対象事業として、「融資管理上必要な事業」が唯一1952年度だけ、その運用基本方針に挙げられていた⁶。これは銀行側の業務を意味するものではなく、既往の融資を管理し回収を図るうえで必要な事業計画を、融資対象とすることを意味したと推定される。しかし、その融資の実態は、現在のところ不明である。この点を明らかにすることは、次の点で重要な意味をもっている。承継債権の管理回収と融資業務とが結びついていた場合、そのことと開銀の案件選別における償還確実性との関係が問題となる。なぜなら、開銀法によって開銀の供給する資金はその償還が確実であるものに限定すべきことが定められており⁷、このことと管理回収のためにする融資は一見相反するからである。

そこで以下では、1950年代前半の開銀の申込受付における案件選別に、承継債権の管理回収がどのような影響を与えたかについて、『借入申込聴取書綴』を用いて検討する。第2節では、1950年代前半の開銀にとっての承継債権の意義を財務分析により考察するとともに、1950年代前半における開銀の組織と融資決定手続を概観する。第3節では、申込受付

年度)までは、それぞれの案について現在のところ公表されたデータがないので確言はできないと断ったうえで、「運輸省が開銀の案を変更させたケースが多かった、と推定される」(294頁)とし、第15次計画造船(1959年度)から運輸省の関与がなくなり「どの企業に貸すかという点で開銀の自主性は確立した」(295頁)としている。また、橋本寿朗『戦後日本経済の成長構造』は、産業別・事業別の割当てにおける自主性についても海運融資を事例に考察し、産業別の割当ては海運造船合理化審議会の審議を参考に決定され(290頁)、事業分野選択には開銀は関わっていなかった(299頁)と述べている。

³ 日向野幹也『金融機関の審査能力』東京大学出版会、1986年。

⁴ 『開銀史』67頁。

⁵ 『開銀史』69頁。

⁶ 『開銀史』83頁。

⁷ 『開銀史』60頁。

の具体的なプロセスを明らかにしたうえで、申込受付案件の定量的分析を承継債権に焦点をあてて行なう。第4節では、個別産業のケース・スタディを行なう。とり上げるのは、サンプルが最も多く、復金・見返資金時代から継続的に重点産業とされていた石炭鉱業である。そして、第5節は結論と展望にあてる。

2. 1950年代前半の開銀

2-1. 財務の概観

表1は、1950年代前半における開銀の連続貸借対照表である。開銀の中心業務は、①開発資金融資、②返済資金融資、③保証業務の3分野であった⁸。②の返済資金融資は、52年度に4,969百万円が実施されているが、それは同年度資金運用実績総額77,218百万円の6.4%にすぎなかった⁹。③の保証業務は、表1の「支払承諾金」にあたるが、1950年代前半においては、資産合計の0~3.2%にすぎなかった。それに対して、①の開発資金融資がほぼ大半を占める貸付金は、1950年代前半における資産合計の88.8~93.8%を占めており、1951年度の96,063百万円から、1955年度の389,285百万円へと増加している。

開銀の融資業務は設備資金の供給に限定されていた¹⁰。開銀の融資残高は、全国銀行の運転資金残高を含む融資残高の10分の1強にすぎなかったが、設備資金に限定するとほぼ全国銀行の融資残高に匹敵した。1950年代前半の開銀は、運用基本方針¹¹に基づき、産業基盤の整備・充実のため4重点産業（電力・石炭・海運・鉄鋼）を中心に、特にエネルギー部門（電力・石炭）と運輸部門（海運）に対して、政策的に設備資金を配分する役割を果たしていた¹²。

負債・資本勘定においては（表1）、借入金が1951年度に70.2%、52年度に54.5%と過半を占めていたが、1953~55年度においては、資本金がそれぞれ72.1%、64.6%、59.5%を占めるようになった。この変化は、53年度以降の法定借入金の減少による借入金の比重の低下（ただし、53年度以降、資金運用部と産業投資特別会計からの借入金は増加している）と、資本金の著しい増加によるものであった。開銀は見返資金特別会計から全額出資（100億円）を受けて設立された。その後、1951年12月と52年7月に一般会計からそれぞれ70億円、130億円の出資を受けている。しかし、負債・資本勘定における変化の大部分は、当初、政府からの借入金（法定借入金）とされていた復金資本金と見返資金私企業債権相当額

⁸ 『開銀史』61頁。

⁹ 『開銀史』85頁、表1-3-4より算出。

¹⁰ 『開銀史』61頁。

¹¹ 詳しくは、『開銀史』81~89頁。

¹² 以上この段落については、『開銀史』91頁。

が、52年7月の開銀法改正に基づいて、52年8月と53年4月に政府からの出資金に振り替えられたことによって生じた。この振り替えにより、開銀の資本金は、それぞれ736億9,787万円、1,310億円増加した¹³。

表1 開銀連続貸借対照表

単位：百万円

年度末	1951	%	52	%	53	%	54	%	55	%
資産合計	108,129	100.0	287,008	100.0	368,482	100.0	413,177	100.0	433,247	100.0
貸付金	96,063	88.8	269,314	93.8	331,225	89.9	373,653	90.4	389,285	89.9
貸付金	96,063	88.8	269,314	93.8	329,852	89.5	366,614	88.7	375,883	86.8
外貨貸付金	—	—	—	—	1,373	0.4	7,039	1.7	13,402	3.1
受領未済外貨借入金	—	—	—	—	13,099	3.6	7,433	1.8	2,978	0.7
支払承諾金	223	0.2	110	0.0	10	0.0	5,453	1.3	13,806	3.2
有価証券	10,017	9.3	15,830	5.5	13,191	3.6	16,139	3.9	18,287	4.2
現金・預け金	1,767	1.6	1,453	0.5	473	0.1	173	0.0	394	0.1
動産・不動産	32	0.0	138	0.0	205	0.1	247	0.1	380	0.1
仮払金	27	0.0	163	0.1	1,991	0.5	2,001	0.5	113	0.0
国庫納付金	—	—	—	—	8,288	2.2	8,078	2.0	8,004	1.8
負債・資本合計	108,129	100.0	287,008	100.0	368,482	100.0	413,177	100.0	433,247	100.0
負債	77,863	72.0	160,976	56.1	102,906	27.9	146,147	35.4	175,542	40.5
借入金	75,868	70.2	156,538	54.5	93,777	25.4	127,482	30.9	146,953	33.9
政府借入金	75,868	70.2	156,538	54.5	79,305	21.5	113,010	27.4	130,573	30.1
法定借入金	75,868	70.2	134,538	46.9	1,805	0.5	1,805	0.4	—	—
資金運用部	—	—	—	—	14,000	3.8	38,500	9.3	54,000	12.5
産業投資特別会計	—	—	22,000	7.7	63,500	17.2	72,000	17.4	73,267	16.9
経済援助資金	—	—	—	—	—	—	705	0.2	3,306	0.8
外貨借入金	—	—	—	—	1,373	0.4	7,039	1.7	13,402	3.1
交付未済外貨貸付金	—	—	—	—	13,099	3.6	7,433	1.8	2,978	0.7
支払承諾	223	0.2	110	0.0	10	0.0	5,453	1.3	13,806	3.2
雑勘定	1,515	1.4	2,981	1.0	4,664	1.3	5,146	1.2	5,093	1.2
貸倒引当金	257	0.2	1,347	0.5	4,455	1.2	8,066	2.0	9,690	2.2
資本	30,266	28.0	126,032	43.9	265,576	72.1	267,030	64.6	257,705	59.5
資本金	26,352	24.4	115,220	40.1	246,220	66.8	246,220	59.6	233,971	54.0
準備金	3,730	3.4	3,915	1.4	5,800	1.6	8,511	2.1	11,063	2.6
純益金	184	0.2	6,897	2.4	13,556	3.7	12,299	3.0	12,671	2.9

出所：日本政策投資銀行『日本開発銀行史』2002年、103頁、表1-3-19。

注：1. 支払承諾とは、債務保証により生じた債務残高である。

2. 資産「支払承諾金」の54年度末の値は5,433となっていたが、同書866頁の連続対照表から5,453の誤りだと判断した。

開銀の供給する資金または保証する原債務は、開銀法第18条第2項により、その償還ないし履行が確実であると認められる場合に限ること、と規定されていた。この点について開銀は、「民間金融機関の金融ベースとは同一ではないとしても、あくまで金融ベースによる判断に立った金融であることが必要とされる」¹⁴と記している。表2は、1950年代前半における開銀の連続損益計算書である。初年度である1951年度は別とすれば、1950年代前半に相当の純益金を出していたことが分かる¹⁵。これは、上述のような自己資本の増加、すなわち、資金コストの低下を背景に相応の利鞘を確保しえたためであった。

¹³ 以上この段落については、『開銀史』102頁。

¹⁴ 日本開発銀行『日本開発銀行とその歩み』1959年、34頁。

¹⁵ しかし、53年度から54年度にかけて自己資本利益率は低下している。その理由に関しては、『開銀史』104頁を参照のこと。

1950年代前半における日本開発銀行と承継債権

表2 開銀連続損益計算書

単位:百万円

年度	1951	52	53	54	55
利益合計	2,334	13,271	21,164	22,563	25,961
貸付金利息	2,106	12,061	20,589	22,071	24,573
邦貨貸付金利息	2,106	12,061	20,584	21,858	24,018
外貨貸付金利息	—	—	5	213	555
保証料	—	1	—	26	27
有価証券益および利息	225	599	353	221	424
受入雑利息	0	0	1	99	4
雑益	3	41	28	32	47
未払利息その他戻入	—	313	63	80	373
貸倒引当金戻入	—	256	129	34	513
損失合計	2,150	6,374	7,608	10,264	13,290
借入金利息	—	1,286	2,891	5,686	7,951
政府借入金利息	—	1,286	2,849	5,392	7,277
外貨借入金利息	—	—	42	294	674
支払雑利息	35	157	264	223	207
事務費	214	1,069	1,046	637	656
貸付金償却	371	256	129	34	513
動産不動産減価償却費	7	11	17	18	29
雑損その他支出	1,266	2,250	24	21	42
貸倒引当金繰入	257	1,346	3,237	3,645	3,892
純益金	184	6,897	13,556	12,299	12,671

出所:日本政策投資銀行『日本開発銀行史』2002年、103頁、表1-3-20。

注:1951年度の雑損その他支出には納税引当金および復金継承の超過納税償却が含まれている。

以上のように、1950年代の開銀は、①貸付業務において、電力業と海運業を中心に4重点産業(電力・石炭・海運・鉄鋼)に対して政策的に設備資金を配分する役割を果たしつつ、同時に、②収支面においては、大幅な黒字であった。①は法定借入金と資本金による貸出原資の増加に、②は資本金の増加による資金コストの低下によるものであったが、法定借入金は全額、資本金は大半が、復金資本金と見返資金私企業債権相当額であった。これらは、資産勘定においては、貸付金として、開発資金融資と一括して計上されていた。すなわち、すぐに新規融資に利用できるのではなく、回収されてはじめて新規融資の原資とすることができる資金であった。

そこで、1950年代前半の資金計画・実績における復金と見返資金特別会計からの承継債権の意味を、表3を用いて検討する。承継債権は、その元金の回収金だけでなく、利息も新規融資の原資として利用できるため、復金・見返資金承継債権の回収金とそれらの利息を合計したものの、資金調達実績全体に対する構成比をみると、52～55年度にそれぞれ30.7%、26.0%、25.4%、32.0%と、各年度ともに4分の1以上も占めていた。それに対して、出資、政府借入金、開発資金回収金・利息の合計の52～55年度における資金調達実績全体に対する構成比は、それぞれ58.2%、69.1%、69.8%、57.5%であった。一方の資金運用実績において

は、貸付金の構成比が52～55年度にそれぞれ76.6%、80.1%、75.8%、62.7%となっており、各年度とも、出資、政府借入金、開発資金回収金・利息の合計だけでは貸付を賄うことができていなかった。これらの資金にその他の資金（表3の注を参照）を加えても、54年度までは貸付を賄うことができていなかった。すなわち、組織としての開銀の運営のみならず、その中心的業務である貸付を賄うためにも、承継債権の回収金と利息は不可欠であった。それは、実績において結果としてそうなたただけではなく、特に53年度と54年度においては、当初計画の段階から、貸付金の少なくない部分を承継債権の回収金と利息に依存することとされていた。

復金の貸付債権は、1952年1月16日、開銀に承継され、その承継時の残高は約787億円（設備資金705億円、運転資金82億円）であった¹⁶。一方、見返資金特別会計の私企業貸付債権は、1952年の9月14日と10月19日の2次に渡って開銀に承継され、その第2次承継時の残高は約1,371億円であった¹⁷。その後、復金・見返資金承継債権の残高は、回収や中小企業金融公庫・農林漁業金融公庫への引き渡しにより減少した¹⁸が、1955年3月末時点においても合計で約1,787億円と依然として巨額であった（表4）。ただし、その約8割が計画造船と電源開発関係の見返資金融資であった。これらは、通常、償還の確実性の高い承継債権であったが、他方、復金の融資はその点に問題が残っていた。それゆえに回収が問題であり、復金融資残高に注目すれば、1951～54年度に約4割にあたる約300億円（表4の51年度末と54年度末の復金承継債権残高の差額から、注18の中小企業金融公庫と農林漁業金融公庫への引渡し分を差し引いた額）が回収され、これが上述の貸付原資となったのである。

¹⁶ 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—第13巻』1983年、169頁。

¹⁷ 『昭和財政史 第13巻』171頁。

¹⁸ 中小企業金融公庫に対しては1953年11月から1954年6月まで4次にわたって、復金承継分債権約41億円、見返資金承継分債権約12億円、開銀自身の中小事業部貸付債権約67億円、計119億8,000万円が引き渡された。また、農林漁業金融公庫に対しては1953年7月から1954年3月まで3次にわたって、復金承継分約16億円、見返資金承継分約5億円、開銀貸付分約5億円、計26億3,000万円弱が引き渡された。『昭和財政史 第13巻』172～174頁。

表3 資金計画・実績

	1952年度				53				54				55				
	当初 計画	%	実績	%	当初 計画	%	実績	%	当初 計画	%	実績	%	当初 計画	%	実績	%	
合計	37,210	100	77,218	100	99,910	100	103,423	100	82,269	100	78,493	100	80,435	100	76,871	100	
調達	復金承継・見返承継回収金、 復金承継・見返承継利息の計	13,500	36.3	23,724	30.7	22,514	22.5	26,880	26.0		19,969	25.4	18,849	23.4	24,603	32.0	
	出資、政府借入金、開発資金回収金、 開発資金利息の計	20,100	54.0	44,935	58.2	74,066	74.1	71,452	69.1	35,000	42.5	54,801	69.8	56,200	69.9	44,174	57.5
	その他	3,610	9.7	8,559	11.1	3,330	3.3	5,091	4.9	2,284	2.8	3,723	4.7	5,386	6.7	8,094	10.5
	出資、政府借入金、開発資金回収金、 開発資金利息の計+その他	23,710	63.7	53,494	69.3	77,396	77.5	76,543	74.0	37,284	45.3	58,524	74.6	61,586	76.6	52,268	68.0
運用 貸付金	23,000	61.8	59,145	76.6	86,000	86.1	82,866	80.1	65,000	79.0	59,465	75.8	59,500	74.0	48,169	62.7	

出所：日本政策投資銀行『日本開発銀行史』2002年、86頁、表1-3-5より作成。原資料は、大蔵省銀行局『銀行局年報』1955年版、78～80頁。

ただし、貸付金は、『開銀史』85頁、表1-3-4。原資料は、大蔵省銀行局『銀行局年報』各年版ほか。

注：その他＝経済援助資金借入、外貨借入金、公庫貸付金回収、経済援助資金回収、経済援助資金利息、外貨貸付金利息、補給金利息、公庫貸付金利息、有価証券益他、雑収入その他、未収金、前年度繰越、過年度資金取下。

表4 復金・見返承継債権残高

単位：百万円

	承継時残高 (52.1.16)	1951年度末 残高	1952年度末残高			1953年度末残高			1954年度末残高		
	復金	復金	復金	見返	計	復金	見返	計	復金	見返	計
製造業	20,695	19,391	14,634	3,147	17,781	8,463	2,678	11,141	5,127	2,212	7,339
繊維品製造業	3,633	3,471	2,932	593	3,525	1,514	511	2,025	821	450	1,271
化学工業	6,823	6,548	5,128	606	5,734	3,591	500	4,091	2,424	403	2,827
第一次金属製造業	2,612	2,344	1,669	1,776	3,445	1,174	1,495	2,669	870	1,233	2,103
電気機械器具製造業	1,799	1,620	927		927	437	0	437	124	0	124
輸送用設備製造業	1,572	1,469	941	56	997	501	39	540	261	21	282
農業	22	22	19		19	14	1	15	13	0	13
林業及び狩猟業	83	82	71		71	35	0	35	26	0	26
漁業及び水産養殖業	3,228	3,138	2,618	2,032	4,650	533	2,014	2,547	359	1,588	1,947
鉱業	33,404	32,544	26,848	5,360	32,208	22,750	4,454	27,204	19,945	3,837	23,782
石炭鉱業	31,918	31,292	26,007	5,015	31,022	22,294	4,152	26,446	19,819	3,608	23,427
建設業	268	211	176		176	141	0	141	79	0	79
運輸通信及びその他の公益事業	20,211	19,650	17,641	118,076	135,717	15,651	131,288	146,939	14,006	130,619	144,625
水運業	3,435	3,355	2,771	55,266	58,037	2,226	61,786	64,012	1,960	61,282	63,242
電気業	16,237	15,829	14,498	62,560	77,058	13,192	69,088	82,280	11,885	68,957	80,842
地方公共団体						1		1	0		0
その他の産業	829	777	589	644	1,233	417	640	1,057	300	577	877
中小企業				2,589	2,589						
農林水産				744	744						
合計	78,742	75,819	62,596	132,592	195,188	48,005	141,075	189,080	39,855	138,833	178,688

出所：大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』第1回（昭和27年版）統計編14頁の第21表、第2回（昭和28年版）統計編23頁の第22表2-B、

同24頁の第22表3-B、第3回（昭和29年版）統計編23頁の第21表2、同24～25頁の第22表1、

第4回（昭和30年版）統計編22頁の第17表2、同24頁の第18表2より作成。

2 - 2. 1950年代前半における開銀の組織と融資決定手続

まず、1950年代前半における開銀の組織の中で、本稿での考察に関係する営業第一部、地方部、そして、福岡支店について簡単に確認する。

1951年設立時の開銀の本店には、総務部・審査部・営業第一部・営業第二部・秘書室・経理部・検査部の7つの部・室が置かれ、その下に10の課が置かれていた¹⁹。地方機構は、復金承継時（1952年1月16日）に、復金の地方機構を承継して、大阪支店と名古屋・福岡・札幌・仙台・富山・神戸・広島・高松の8事務所が設置された。

1951年8月1日に開銀の最初の事務分掌規程が定められた際に、営業第一部は、石炭業・鉄鋼業・非鉄金属業・電力業に関する、貸付及び社債の応募に関する事項（営業課）と、債権の管理及び回収に関する事項（管理課）を所管することとされた²⁰。その後、幾度か組織改革が行なわれたが、1952年9月1日に、債権管理の問題と見返資金承継に伴う業務の拡大に対応するために組織改革が行なわれた²¹。地方部は、この組織改革の際に新設され、本

¹⁹ 『開銀史』71頁。各部の所管事項と1950年代前半における組織の推移については、『開銀史』72頁の表1-3-3と74頁の図1-3-1を参照。

²⁰ 『開銀史』72頁。営業第二部はその他の産業に関する同じ2つの事項を所管することとされた。

²¹ 『開銀史』73頁。

1950年代前半における日本開発銀行と承継債権

店直轄代理店の統轄および中小企業関係以外に関する支店・事務所・代理店の諸取引の審査および申請の承認を所管することとされた²²。福岡支店は、1952年6月に事務所から支店に昇格した²³。福岡支店内は、総務課、営業課、管理課、経理課の4課から成っていた。これらの課の事務内容は、たとえば営業課は営業部、管理課は管理部というように、本店の各部に準じて定められていた。その管轄区域は、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、そして、山口の8県であった²⁴。

次に、『開銀史』に基づいて、1950年代前半における開銀の融資決定手続を確認する。1950年代前半における開銀の融資決定手続は、次のように6段階に分けることができる²⁵。

- (1) 各年度の初めに、「政府資金の産業設備に関する運用基本方針」が閣議了解され、大蔵省銀行局長から開銀に通牒される。運用基本方針作成過程自体に開銀も参加。
- (2) 通産省・運輸省等の産業を所管する各省は運用基本方針に基づいて、借入希望企業名・工事名・借入期待額を記載したリストを事務次官名で開銀に提出し、リスト記載プロジェクトを開銀に推薦した（融資推薦）。
- (3) 融資を希望する企業が開銀に対して借入れの申込みを行なう。
- (4) 運用基本方針に合致しているか、金融的観点からみて融資することが妥当かの2つの視点から評価し、申込みを受け付けてよいかどうかを判断する。この判断は最終的に役員会において行なわれる。
- (5) 受け付けることが決まった申込案件は審査部に回される。審査部門の判断は復金と異なり全件役員会に報告され、これに基づいて役員会で融資可否が決定される。
- (6) 融資を可とされた案件について、営業部門が具体的な融資議案を作成して再度役員会に付議し、この役員会で最終的に融資が決定される。

(1)と(2)は開銀の外部、(3)～(6)は開銀内部のプロセスである。(3)～(6)においては、「一つの融資案件の融資決定までに、外部からの介入を受けることなく開銀の内部で、受付・審査・融資決定の3つのプロセスを通り、しかも各プロセスごとに役員会に付議されるという非常に慎重な決定手続がとられていた」²⁶。この(3)～(6)のうち、(5)が審査、(6)が融資決定のプロ

²² 『開銀史』74頁。その後、1958年5月に地方部は廃止されたが、その理由は、融資重点業種の拡大のもとで、業種ごとの企業の把握、貸付管理の強化を図る目的で、営業各部に縦割りで業種を担当させるためであったとされている（日本開発銀行『日本開発銀行25年史』1976年、560頁）。

²³ 日本開発銀行『日本開発銀行とその歩み』1959年、27頁。

²⁴ 日本開発銀行『日本開発銀行とその歩み』1959年、32頁。

²⁵ 『開銀史』75～76頁。

²⁶ 『開銀史』76頁。注2を参照。

ロセスで、(3)と(4)が申込受付のプロセスである。本稿の考察対象は申込受付段階なので、さらに(3)と(4)について『開銀史』に基づいて確認する。

申込受付について、『開銀史』では次のように記されている。「申込受付までの事務は開銀の営業各部および支店が担当した。営業各部・支店は企業から申込みを受けると、申込み企業から対象工事の内容、企業財務等に関する資料の提出を受けるとともに、その企業に対するヒアリングを実施した。ヒアリングの結果は聴取書にまとめられた。営業部の検討期間は申込受付役員会の決定まで1～3ヵ月を要した。申込受付の段階で事実上第一次的な審査が行なわれていたといえよう。」²⁷

すなわち申込受付は、「営業各部・支店が聴取書を作成→申込受付役員会での決定」という二段階のプロセスであったとされている。しかし、すでに確認したように、1952年9月には地方部が設置され、福岡支店の取引を所管するようになっていた。また、すぐ後にみるように、地方部が設置される前の案件の中には、営業第一部作成の「役員会附議資料」が添付されているものもあった。これらのことから、本稿が対象とする1952～54年度における福岡支店が関わった申込受付は、「福岡支店が聴取書を作成→営業第一部または地方部の審査→申込受付役員会での決定」という三段階のプロセスであったと考えられる。

3. 1950年代前半における福岡支店取扱借入申込案件の定量的分析

3-1. 分析の資料・対象と申込受付の具体的な手順

以上を前提として、以下では、福岡支店取扱借入申込案件を分析する。用いる資料は、開銀地方部第1課『借入申込聴取書綴』5冊である²⁸。これは、1952～54年度に福岡支店において借入申込の手続が行なわれた案件に関する、申込受付に際して作成された書類をまとめたものである。各案件の書類は、①福岡支店によって作成された「申込聴取書」、②1952年8月までは営業第一部、1952年9月からは地方部によって作成された「役員会附議資料」²⁹、③地方部長から福岡支店長に宛てられた「受付級別通知書」、の3種から構成されている³⁰。

「申込聴取書」は、両面に調査項目（表5）を記入する欄が印刷されているB5用紙1枚の書類である。調査項目のうち、1～4を記入する欄が表面にあり、さらに、表面の左上には、福岡支店による判定（判定については後述）と対象業種を記入する欄が、右上には部長、次

²⁷ 『開銀史』77頁。

²⁸ 東京大学経済学部経済史資料分析室所蔵。

²⁹ 他にも、「福岡支店回付〇〇(株)の借入申込に関する件」「△△(株)借入申込メモ」という名称が用いられる場合があったが、本稿では「役員会附議資料」に用語を統一する。また、営業第一部所管時の案件は10件であったので、以下では便宜上、地方部に統一する。

³⁰ ただし、すべての案件に関して3種の書類が揃っているわけではない。例えば、「受付級別通知書」が初出するのは、その日付が1952年12月20日の案件においてであった。

1950年代前半における日本開発銀行と承継債権

長、課長、係員のそれぞれが検印を押す欄がある。この欄には「部長」と印刷されているが、「部」を棒線で消して「支店」と書き直しているものがある。裏面には、5～8を記入する欄がある。1～8の項目について、概ね箇条書き形式で記入されている。福岡支店としての結論を記入する「8備考欄」のスペースは十分ではなく、ほとんどの案件において、この用紙だけでは書ききれずに、別紙が添えられている。別紙には、1～7の項目について文章形式で改めて説明し直されているものも多い。また、多くの「申込聴取書」には、「受付 ×年×月×日 開銀地方部」の丸印が押されている。

表5 申込聴取書項目

1	申込先	本社所在地	
		払込資本金	
		大株主	
		役員氏名	
2	沿革		
3	申込概要	金額	
		用途	
		調達方法	
		工事内容	
		工事効果	
4	担保物件及保証人	所在地	
		種類	
		評価額	
		先順位債権明細	
5	現在の資産負債		
		取引銀行	取引種目
			取引残高
6	本行旧取引要項	貸出日	
		貸出額	
		残高	
		用途	
		期限	
		償還条件	
		取引状況	
7	現在の業況	業種	
		工場所在地	
		設備能力	
		製品	
		職工数	
		材料入手状況	
		販売状況	
受注状況			
8	備考	結論	

出所：開銀地方部第1課

『借入申込聴取書綴』より作成。

「役員会附議資料」は地方部の審査結果をまとめたものである。その内容は案件によって

異なるが、会社概要（資本金、設立年月、所在地、資本系統、事業の目的ないし製品、業界に於ける地位、経営者、従業員、最近の収支実績、配当、借入金、既往取引）、計画の概要（借入金の使途、資金計画、工事効果、資金調達計画）、主務官庁の意見、問題点などが記されており、問題点の部分で地方部としての結論が述べられている。

「受付級別通知書」は、「(申込企業・個人名)の借入申出に関する件」と題された、B5用紙1枚の通知書で、「昭和○年○月○日附申込聴取書を以て貴店送付に係る掲題の件は昭和△年△月△日附役員会において受付級別が左記の通り決定致しましたから此段御通知申し上げます」という文面と、判定のみが記されている。

以上の3種の書類と、前節で確認した1950年代前半における開銀の融資決定手続の(3)~(5)から、1952~54年度における福岡支店での申込受付の具体的なプロセスは次のようであったと考えられる。①借入申込を受けた福岡支店が、対象工事の内容、企業財務等に関する資料の提出を受けるとともに、ヒアリングを行ない、「申込聴取書」を作成し、A・B・C・Dの4段階³¹で判定した福岡支店での評価を付して地方部に送付する。②「申込聴取書」を受け付けた地方部は審査を行ない、その検討結果をまとめた「役員会附議資料」を「申込聴取書」とともに申込受付役員会に附議する。案件によっては地方部での評価をA~Dで判定しているものもあった。③申込受付役員会が受付級別(A~D判定)を決定し、A・B判定の案件は審査部回付とされ、C・D判定の案件は取下げ(拒絶)とされた³²。

5冊の綴りにはそれぞれ目録がついており、その目録に記載されている案件の合計数は96件であったが、6件は欠となっており、また、目録には記載されていないが収録されているものが2件あるため、実際には92の案件に関する書類が納められている³³。この92件のうち、「受付級別通知書」、「申込聴取書」に書き込まれたメモ、そして、目録から、申込役員会判定が判明する案件を分析対象とする。この92件の申込受付役員会判定別の内訳は、Aが22件、Bが47件、Cが13件、Dが8件、そして、不明が2件であったので、不明の2件を除いた90の案件³⁴が分析対象となる。この90件を業種別・年度別に集計したのが表6である。年度別では、1952年度が27件、53年度が48件、54年度が15件であった。業種別では、52~54年度累計で、石炭鉱業が最も多く48件と過半を占めている。

³¹ 初期においてはA・B1・B2・C・Dの5段階であったようであるが、B1・B2がBに統一された。しかし、その時期は不明。

³² 5冊の『借入申込聴取書綴』のうち2冊の表紙には取下分と記されており、その2冊には申込受付役員会の判定がCまたはDの案件のみが収録されている。一方、残りの3冊には、申込受付役員会の判定がAまたはBの案件が収録されていることから、A・Bは審査部回付、C・Dは取下げと判断した。

³³ ただし、実際に福岡支店に借入申込のあった案件の合計数が不明のため、この92件がどの程度のカバリッジとなるのかは知ることはできない。

³⁴ 申込先数では、株式会社が60、組合が1、個人が3、合計64であった。

表6 業種別・年度別案件数

	1952年度	53年度	54年度	52～54年度				
				累計 案件数	申込受付役員会判定			
					A	B	C	D
石炭	12	26	10	48	12	31	3	2
電力	1	7	1	9	9			
国内海運	2	7		9		7	1	1
製氷	3	4		7		1	4	2
セメント	3			3		1	2	
造船	1	1	1	3		1	1	1
ガス		1	1	2	1	1		
鉄鋼	1	1		2		1		1
陸運	2			2		2		
観光ホテル		1		1			1	
合板			1	1		1		
製粉			1	1		1		
製缶	1			1			1	
肥料	1			1				1
計	27	48	15	90	22	47	13	8

出所；開銀地方部第1課『借入申込聴取書綴』より作成。

注；「申込聴取書」作成日を基準に年度を決定した。「申込聴取書」作成日が不明な案件に、地方部受付日や役員会附議日を参考に決定した。

3 - 2. 申込受付役員会判定と承継債権の関係の定量的分析

この90件について、「申込聴取書」と「役員会附議資料」から、借入申込時点での復金承継債権または見返資金承継債権の残高の有無を確認し、申込受付役員会判定別に案件数を集計したのが表7-1～表7-4である³⁵。「復金残高有」とは、見返資金承継債権の残高の有無に関係なく、復金承継債権の残高がある案件のことで、逆に、「見返残高有」とは、復金承継債権の残高の有無に関係なく、見返資金承継債権の残高がある案件である。「両方有」とは、復金承継債権の残高と見返資金承継債権の残高が両方ともある案件、「どちらか有」とは、その両方であれ、どちらか一方だけであれ、とにかく承継債権の残高がある案件、そして、「両方無」とは、そのどちらもない案件である。「復金残高有」と「見返残高有」を足した案件数から「両方有」を引いた案件数が「どちらか有」の案件数と一致しており、「どちらか有」と「両方無」を足したものが合計の案件数と一致する。

³⁵ 借入申込企業自体には、復金からの借入残高はないが、その企業が吸収合併した企業に復金からの借入残高があった案件が1つあったが、残高有としてとらえ、後で考察する残高にも算入している。

宮崎 忠恒

表7-1 役員会判定別一承継債権有無別の集計（1952～54年度累計）

() 内は%。

役員会判定	案件数 : a	復金残高有 : b (b/a)	見返残高有 : c (c/a)	両方有 : d (d/a)	どちらか有 : e (e/a)	両方無 : f (f/a)
A	22	21 (95.5)	18 (81.8)	18 (81.8)	21 (95.5)	1 (4.5)
B	47	34 (72.3)	6 (12.8)	4 (8.5)	36 (76.6)	11 (23.4)
C	13	3 (23.1)	2 (15.4)	0 (-)	5 (38.5)	8 (61.5)
D	8	0 (-)	1 (12.5)	0 (-)	1 (12.5)	7 (87.5)
B)	69	55 (79.7)	24 (34.8)	22 (31.9)	57 (82.6)	12 (17.4)
取下案件 (CとD)	21	3 (14.3)	3 (14.3)	0 (-)	6 (28.6)	15 (71.4)

出所：開銀地方部第1課『借入申込聴取書綴』より作成。

注：b+c-d=e、e+f=a。

表7-2 役員会判定別一承継債権有無別の集計（1952年度）

() 内は%。

役員会判定	案件数 : a	復金残高有 : b (b/a)	見返残高有 : c (c/a)	両方有 : d (d/a)	どちらか有 : e (e/a)	両方無 : f (f/a)
A	3	3 (100.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	3 (100.0)	0 (-)
B	14	9 (64.3)	2 (14.3)	1 (7.1)	10 (71.4)	4 (28.6)
C	5	0 (-)	1 (20.0)	0 (-)	1 (20.0)	4 (80.0)
D	5	0 (-)	1 (20.0)	0 (-)	1 (20.0)	4 (80.0)
B)	17	12 (70.6)	3 (17.6)	2 (11.8)	13 (76.5)	4 (23.5)
取下案件 (CとD)	10	0 (-)	2 (20.0)	0 (-)	2 (20.0)	8 (80.0)

出所・注：表7-1と同じ。

表7-3 役員会判定別一承継債権有無別の集計（1953年度）

() 内は%。

役員会判定	案件数 : a	復金残高有 : b (b/a)	見返残高有 : c (c/a)	両方有 : d (d/a)	どちらか有 : e (e/a)	両方無 : f (f/a)
A	15	14 (93.3)	13 (86.7)	13 (86.7)	14 (93.3)	1 (6.7)
B	22	18 (81.8)	3 (13.6)	2 (9.1)	19 (86.4)	3 (13.6)
C	8	3 (37.5)	1 (12.5)	0 (-)	4 (50.0)	4 (50.0)
D	3	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	3 (100.0)
B)	37	32 (86.5)	16 (43.2)	15 (40.5)	33 (89.2)	4 (10.8)
取下案件 (CとD)	11	3 (27.3)	1 (9.1)	0 (-)	4 (36.4)	7 (63.6)

出所・注：表7-1と同じ。

表7-4 役員会判定別一承継債権有無別の集計（1954年度）

() 内は%。

役員会判定	案件数 : a	復金残高有 : b (b/a)	見返残高有 : c (c/a)	両方有 : d (d/a)	どちらか有 : e (e/a)	両方無 : f (f/a)
A	4	4 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	0 (-)
B	11	7 (63.6)	1 (9.1)	1 (9.1)	7 (63.6)	4 (36.4)
C	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
D	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
B)	15	11 (73.3)	5 (33.3)	5 (33.3)	11 (73.3)	4 (26.7)
取下案件 (CとD)	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)

出所・注：表7-1と同じ。

1952～54年度の累計（表7-1）では、A判定の案件22のうち、95.5%が「どちらか有」で、「両方有」も81.8%であった一方で、「両方無」は1件4.5%でしかなかった。B判定の47件では、「どちらか有」が76.6%で最も多く、「両方無」が23.4%、そして、「両方有」が8.5%であった。C判定の13件では、「両方有」がゼロ、「どちらか有」が38.5%であった一方で、「両方無」が61.5%であった。D判定は8件しかないが、「両方有」はC判定のものと同じくゼロ、「どちらか有」は12.5%であった一方で、「両方無」は87.5%をも占めている。

1950年代前半における日本開発銀行と承継債権

このことから、明らかに、判定が良い順で「両方有」と「どちらか有」の割合が高く、逆に、判定が悪い順で「両方無」の割合が高いことが分かる。審査回付案件（申込受付役員会判定 A または B の案件）と取下案件（同 C・D 案件）の区分で集計した場合も、審査回付案件の方が「両方有」と「どちらか有」の割合が著しく高く、逆に、取下案件の方が「両方無」の割合が著しく高い。この傾向は、年度別に集計した表 7-2、7-3、7-4 においても確認できる。以上より、承継債権の残高の有無が、申込受付の段階において、審査回付と取下げを分ける判断に大きく関係していたのではないかと、という観測結果が得られる。

表 8-1 借入申込時点での承継債権残高

	復金承継債権								見返資金承継債権		復金・見返の合計		
	計 (千円)	(%)	起業 (千円)	設備 (千円)	水害 (千円)	炭住 (千円)	運転 (千円)	転貸 (千円)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	
1952 年度	A	1,581,896	(74.09)	0	125,830	0	116,793	0	0	11,122,262	(99.33)	12,704,158	(95.29)
	B	553,079	(25.91)	81,531	194,604	0	213,695	27,860	0	55,790	(0.50)	608,869	(4.57)
	C	0	(-)	0	0	0	0	0	0	3,800	(0.03)	3,800	(0.03)
	D	0	(-)	0	0	0	0	0	0	15,399	(0.14)	15,399	(0.12)
	計	2,134,975	(100.00)	81,531	320,434	0	330,488	27,860	0	11,197,251	(100.00)	13,332,226	(100.00)
53	A	3,065,530	(73.52)	295,708	650,635	0	886,562	42,625	0	12,324,700	(99.54)	15,390,230	(92.99)
	B	1,075,600	(25.80)	276,804	278,743	247	456,778	23,894	3,700	15,540	(0.13)	1,091,140	(6.59)
	C	28,274	(0.68)	8,169	0	0	11,169	448	2,318	41,535	(0.34)	69,809	(0.42)
	D	0	(-)	0	0	0	0	0	0	0	(-)	0	(-)
	計	4,169,404	(100.00)	580,681	929,378	247	1,354,509	66,967	6,018	12,381,775	(100.00)	16,551,179	(100.00)
54	A	1,567,957	(87.86)	0	301,877	0	267,115	0	0	11,638,862	(99.96)	13,206,819	(98.35)
	B	216,735	(12.14)	37,492	91,626	0	87,617	0	0	5,000	(0.04)	221,735	(1.65)
	C	0	(-)	0	0	0	0	0	0	0	(-)	0	(-)
	D	0	(-)	0	0	0	0	0	0	0	(-)	0	(-)
	計	1,784,692	(100.00)	37,492	393,503	0	354,732	0	0	11,643,862	(100.00)	13,428,554	(100.00)

出所：開領地方法第1課『借入申込聴取書綴』より作成。

注：1. A～Dは、申込受付役員会判定。

2. 復金承継債権には、内訳不明のものがある。

表 8-2 借入申込時点での承継債権残高（九州電力を除く）

	復金承継債権								見返資金承継債権		復金・見返の合計		
	計 (千円)	(%)	起業 (千円)	設備 (千円)	水害 (千円)	炭住 (千円)	運転 (千円)	転貸 (千円)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	
1952 年度	A	337,257	(37.88)	0	125,830	0	116,793	0	0	0	(-)	337,257	(34.94)
	B	553,079	(62.12)	81,531	194,604	0	213,695	27,860	0	55,790	(74.40)	608,869	(63.07)
	C	0	(-)	0	0	0	0	0	0	3,800	(5.07)	3,800	(0.39)
	D	0	(-)	0	0	0	0	0	0	15,399	(20.54)	15,399	(1.60)
	計	890,336	(100.00)	81,531	320,434	0	330,488	27,860	0	74,989	(100.00)	965,325	(100.00)
53	A	1,875,530	(62.95)	295,708	650,635	0	886,562	42,625	0	960,700	(94.39)	2,836,230	(70.96)
	B	1,075,600	(36.10)	276,804	278,743	247	456,778	23,894	3,700	15,540	(1.53)	1,091,140	(27.30)
	C	28,274	(0.95)	8,169	0	0	11,169	448	2,318	41,535	(4.08)	69,809	(1.75)
	D	0	(-)	0	0	0	0	0	0	0	(-)	0	(-)
	計	2,979,404	(100.00)	580,681	929,378	247	1,354,509	66,967	6,018	1,017,775	(100.00)	3,997,179	(100.00)
54	A	568,992	(72.42)	0	301,877	0	267,115	0	0	285,600	(98.28)	854,592	(79.40)
	B	216,735	(27.58)	37,492	91,626	0	87,617	0	0	5,000	(1.72)	221,735	(20.60)
	C	0	(-)	0	0	0	0	0	0	0	(-)	0	(-)
	D	0	(-)	0	0	0	0	0	0	0	(-)	0	(-)
	計	785,727	(100.00)	37,492	393,503	0	354,732	0	0	290,600	(100.00)	1,076,327	(100.00)

出所・注：表 8-1 に同じ

表 8-1 は、借入申込時点での復金承継債権と見返資金承継債権の残高の金額を借入申込役員会での判定別に集計したものである。復金承継債権と見返資金承継債権の残高を合計したものに關する判定別の構成比をみると、A 判定案件の残高が各年度ともに 9 割以上を占めて圧倒的に高く、B 判定案件がそれに続き、C・D 案件はとるに足りない比率でしかない。**表 8-1** の数値には、九州電力に対する各承継債権の残高が含まれている。それを除いて集計した**表 8-2** で見ると、復金承継債権と見返資金承継債権の残高合計での判定別の構成比

において、各年度で A 判定案件の比率が低下し、52 年度には A 判定案件と B 判定案件の順位が交代している。しかし、C・D 判定案件のない 54 年度を除いた 52・53 年度においても、借入申込先の承継債権残高合計の 98%以上が、審査回付とされた A・B 判定案件に集中していたことが同じ表 8 - 2 から分かる。以上、承継債権の残高自体の考察からも、承継債権の残高の有無が、申込受付の段階において、審査回付と取下げを分ける判断に大きく関係していたのではないかと、という観測結果が得られる。

4. 石炭鉱業のケース・スタディ

4 - 1. 1950 年代前半における石炭鉱業と借入申込案件の定量的分析

1951 年以降、高炭価問題、すなわち国際的に見て割高な石炭価格が、日本の産業の国際競争力を制約している問題が、経済界で活発に議論されるようになった。通商産業省は、一方で経団連等の要望を受け入れてある程度の原油輸入を容認しつつ、国内資源を重視する観点から炭坑の合理化によって炭価の引き下げを図るという方針をとった³⁶。すなわち、炭坑の合理化による炭価の引き下げが、国家的意義をもつものとされた。

表9 石炭鉱業向け年度別貸付・回収・残高

単位；百万円

年度	貸付 件数	貸付 金額 ； a	回収金額				残高	a - b - c
			開発 資金	復金承継 債権； b	見返資金 承継債権； c	小計		
1951	44	3,116		1,113		1,113	34,721	2,003
52	41	3,521	257	4,965	566	5,788	38,248	-2,010
53	35	4,376	741	3,778	875	5,394	36,386	-277
54	16	1,939	889	2,214	544	3,647	34,497	-819
55	26	3,639	1,598	2,786	555	4,939	32,757	298
合計		16,591	3,485	14,856	2,540	20,881		-805

出所；日本開発銀行『日本開発銀行10年史』1963年、225頁、2-41表。

ただし、貸付案件数は、『開銀史』840頁。

開銀においても、石炭鉱業は重点産業とされ、電力業・海運業に次ぐ額の融資が行なわれた。1950 年代前半における開銀の石炭鉱業向け貸付・回収は表 9 のようであった。本稿の分析対象時期の 1952～54 年は、復金承継債権と見返資金承継債権の回収額が貸付額を上回っていた。すなわち、石炭鉱業は重点産業とされてはいたが、資金収支では回収超過となっていた（表 9 の a-b-c の列）。これは、1951・52 の両年度に承継した復金・見返両資金が、

³⁶ 『開銀史』97 頁。

1950年代前半における日本開発銀行と承継債権

回収期に入ったからであった³⁷。表 10 は 1952～54 年度の、回収額が上位の業種をまとめたものである。額・構成比ともに減少するが、1952～54 年度においては、石炭鉱業からの回収額が最も多かった³⁸。しかも、石炭鉱業に対する承継債権の残高は、復金からの承継時の 319 億円から 1954 年 3 月末には 234 億円へと減少するが、1950 年代前半を通じてなお巨額であった（前掲表 4）。

表10 復金・見返承継債権の回収状況（業種別）

単位：百万円

	1952年度			1953年度			1954年度		
	復金	見返 (52.9～ 53.3)	計	復金	見返	計	復金	見返	計
石炭鉱業	5,211	563	5,774	3,691	870	4,561	2,186	544	2,730
化学工業	1,594	80	1,674	1,373	196	1,569	1,075	97	1,172
電気業	1,330	112	1,442	1,306	122	1,428	1,306	132	1,438
水運業	658	207	865	535	425	960	217	504	721
第一次金属製造業	673	156	829	428	364	792	302	263	565
電気機械器具製造業	708		708	432	63	495	265	-	265
繊維品製造業	563	57	620	453	355	808	238	61	299
輸送用設備製造業	530	10	540	377	69	446	193	17	210
合計	13,303	1,947	15,250	10,586	3,373	13,959	6,532	2,242	8,774

出所：大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』第2回（昭和28年版）統計編22頁の第22表2-A、同24頁の第22表3-B、第3回（昭和29年版）統計編22頁の第21表1、同26頁の第22表2、第4回（昭和30年版）統計編21頁の第17表1、同23頁の第18表1より作成。

注：石炭鉱業の回収額には、炭住利率変更による元金償還充当分は含まれていない。

『借入申込聴取書綴』に収録され、かつ、申込受付役員会での判定が判明する石炭鉱業の案件は 48 件（前掲表 6）である。借入申込時点での復金承継債権または見返資金承継債権の残高の有無により、この 48 件を申込受付役員会の判定別に集計したのが表 11 である。先に業種の別なく 90 件の案件で考察した場合と同様の傾向、すなわち、判定が良い順で「両方有」と「どちらか有」の割合が高く、逆に、判定が悪い順で「両方無」の割合が高くなっており、また、審査回付案件（申込受付役員会判定 A または B の案件）と取下案件（同 C・D 案件）の区分で集計した場合も、審査回付案件の方が「両方有」と「どちらか有」の割合が著しく高く、逆に、取下案件の方が「両方無」の割合が著しく高いという傾向が、石炭鉱業のみでも観測できる。

石炭鉱業が復金融資の重点産業となっていたことを反映して、48 件のうち 43 件で復金承

³⁷ 日本開発銀行『日本開発銀行 10 年史』1963 年、226 頁。

³⁸ 石炭鉱業の数値が表 9 のものと異なっている理由は不明であるが、表 9 の数値と代置しても石炭鉱業からの回収額が最も多いということは同じである。

継債権の残高が確認できた。見返資金承継債権の残高のある案件は13件あった。この43件の案件のうち、「借入申込書」ないし「役員会附議資料」に「管理貸」ないし債権保全に関する記述が出てくる案件は17件あった。その申込受付役員会判定別の内訳は、A判定が2件、B判定が13件、C判定が2件であった。以下では、この中から、3つの案件をとり上げて考察する。

表11 役員会判定別一承継債権有無別の集計

() 内は%。

役員会判定	案件数 ; a	復金残高有 ; b (b/a)	見返残高有 ; c (c/a)	両方有 ; d (d/a)	どちらか有 ; e (e/a)	両方無 ; f (f/a)
A	12	12 (100.0)	9 (75.0)	9 (75.0)	12 (100.0)	0 (-)
B	31	29 (93.5)	4 (12.9)	4 (12.9)	29 (93.5)	2 (6.5)
C	3	2 (66.7)	0 (-)	0 (-)	2 (66.7)	1 (33.3)
D	2	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (100.0)
審査廻付案件 (AとB)	43	41 (95.3)	13 (30.2)	13 (30.2)	41 (95.3)	2 (4.7)
取下案件 (CとD)	5	2 (40.0)	0 (-)	0 (-)	2 (40.0)	3 (60.0)

出所・注：表7-1と同じ。

4-2. 大手炭鉱・A判定案件の事例；麻生産業株式会社³⁹

麻生産業(株)は、麻生鉱業(株)が、1954年10月1日、同系の産業セメント鉄道(株)を吸収合併したのと同時に改称したものである。前身の麻生鉱業は、芳雄(筑豊地区)久原(唐津地区)岳下(北松地区)山田(粕屋地区)の四鉱を経営し、54年度上半期の出炭は345千吨(月平均58千吨)で、大手炭鉱の下位を占める炭鉱であった。所有炭鉱は「四鉱に分れ何れも格別特色を有する山ではないが稼行条件に恵まれ原価は比較的低廉で収支は順調に推移」していた。しかし、炭況一般の不振により、54年度上半期には、「送炭可能原価4,430円に対し、販売価格は3,922円と吨当り408円の赤字を計上」することとなった。また、貯炭も54年「9月末に57千吨(約1ヶ月分の出炭量)に達し」たため、財政状態が漸次悪化した。そこで、企業体制の強化を図るために、業況が好調に推移していた産業セメント鉄道(株)を吸収合併した。

所有炭鉱の一つである久原炭鉱では、1939年開坑の三尺一坑にて最上層の三尺層を稼行していたが、残存炭量が3~4年分となったうえに、坑口より採炭箇所までの距離は2,000mに達しており、更に、品位も5,300~5,400Calと低かった。すなわち、単量、単価、品位の面から代替坑を必要とする状況にあった。そこで、三尺層よりも190m下の間層(炭量1,050千吨。5千吨/月出炭で16年分。品位は6,800Cal前後)を開発する起業計画が実施された。

³⁹ 以下、特に断りのない限り、開銀地方部第一課『借入申込聴取書綴』1954年度判定A・B分に収録されている案件番号11「麻生産業(株)久原鉱合理化」に関する申込受付資料による。

1950年代前半における日本開発銀行と承継債権

まず52年5月より斜坑、次いで53年4月に堅坑の開鑿に着手、53年12月から採炭を開始した。この時点で、久原炭鉱の起業計画は、坑底ポンプ座と坑外施設（75 屯バウム選炭機、原炭ポケット）の完成を残すのみとなった。

麻生鉱業は、この久原炭鉱の起業計画において、開銀から53年12月24日に堅坑開発工事資金として1億円の融資を受けた。更に、選炭設備費を中心とした54年度工事費総額53,000千円のうち50,000千円の借入を申し込んだ。この案件の「申込聴取書」作成日は1955年1月14日、地方部受付は同20日となっている。この借入申込時点での既往取引口の状況は表12の通りで、各口とも利息の延滞はなかったが、残高が多く、炭況不振に合わせて、54年5月1日から元金の延滞が始まっていた。

この案件に対して、福岡支店は、「前年度融資対象の継続工事且つ今般の選炭設備で完工する故取上げたい」との理由から判定Aとしている。それに対して、地方部の見解は次のように厳しいものであった。

表12 麻生産業(株)に対する既往取引口

金額単位：千円

	復金承継①	復金承継②	見返承継①	見返承継②	開発資金①	開発資金②	開発資金③	開発資金④	計
貸出日	47.3.28	47.9.29	50.2.25	50.11.14	51.12.28	53.12.24	54.10.1	54.10.1	
貸出額	168,086	154,806	80,000	30,000	130,000	100,000	70,000	110,000	842,892
残高	110,140	76,800	33,950	13,650	74,000	100,000	48,000	95,000	551,540
期限	52.6.25	58.10.31	56.2.29	56.11.30	56.10月末	58.3.31	56.10.31	56.11.30	
元金延滞始期	54.5.1	54.5.1	54.6.1	54.6.1	54.5.1	—	—	—	
元金延滞額	19,810	9,800	8,500	2,500	21,000	—	—	—	61,610

出所：開銀地方部第一課『借入申込聴取書綴』より作成。

資料1⁴⁰

- イ. 当社にはさしたる優良砒乃至将来性ある山とてなく、多数の小砒の集合したもので、概して云へば各砒は既に盛時を過ぎ、現況維持に努力してゐると云へる。
- ロ. 本年度当社石炭部門総起業費は265百万円、今年度石炭部門収支が174百万円の赤字（償却212百万円、償却前では利益38百万円）なるに不拘、全砒に渡ってかゝる起業を行つてゐるが内容は前記の通り、何とか現在の事業規模を維持せんが為の起業が主で、積極的・国家的意義は乏しく、只炭質向上に伴ひ収支の好転が期待される点に当行の立場から管理貸的意義を認め得る。（下線、引用者）
- ハ. 処で久原砒起業は前記の通り既に坑道関係は殆ど終り、採炭を開始し、今回の申込

⁴⁰ 開銀地方部「麻生産業(株)二九年度開発資金借入申込」（1955年1月27日）の係員意見の箇所。

対象は選炭機取替が主であるが従来の 45 屯/H 共益社式を 75 屯/H バウムに取替へることは、能力の点からは緊要と認められぬ。

1. 出炭 5 千屯/月=200 屯/日、原炭では 350 屯/日故、現在の 45 屯/H の 7 時間稼働=315 屯/日では少々不足との申出なるも現在の 8 時間稼働=360 屯/日にすれば済む。
75 屯/H は 5 千屯/月出炭計画に比し過大で、当社は将来七隔層等も併行して開発し、出炭が更に増加した場合に備へると云ってゐるが、右開発計画は未確定である。
2. 能率の点で、現況設備でも原炭 3,900Cal 程度のを 5,300Cal 迄水洗して居り、又今次計画では間層炭売炭品位 6,800Cal と称するも、三川信託調査では原炭で最高 5,500Cal、水洗後商品炭品位は 6,500Cal 位が妥当として居り、又現在の実情は昨年末から採掘した間層炭を購入先（相浦発電所）の希望で 6,340Cal で販売して居る。
3. 従って新選炭機は当社現在の資金事情下では緊急性に乏しく贅沢ではないかとの感が起る。

ここから、開銀地方部は、起業計画の継続工事としての案件自体は、①優良炭鉱でない上に将来性もなく現状維持が目的である点(イ)と、②選炭機取替自体も緊要性がないこと(ハ)から、積極的・国家的意義が乏しいと判断していることが分かる。しかし、その上で敢えて、開銀地方部は、収支の好転により回収が円滑になるという点に、多額の融資残高を持つ銀行の立場から、管理貸的な意義は見出しうるとしている(ロ)。

この案件に関する「受付級別通知書」は見当たらないが、「申込聴取書」の支店判定記入欄に赤鉛筆での訂正がなされていないこと⁴¹から、申込受付役員会判定はAであったと考えられる。

4 - 3. 石炭代金代理受領権の獲得を交換条件とした事例；鎮西鉱業株式会社⁴²

鎮西鉱業は、1953年2月、主力である鎮西炭鉱を社長となるW氏より譲り受け設立された。その後、4つの小炭鉱（新鯉田、新芳ノ谷、月隈、石丸）を合併、労務者607名、職員113名を以って、月産5,000屯～6,000屯（平均品位6,100Cal）の出炭をみていた。能率の点

⁴¹ 福岡支店の判定と異なる判定が申込受付役員会でなされた案件の「申込聴取書」には、申込役員会の判定が支店判定記入欄の付近に赤鉛筆で記入されている。

⁴² 以下、特に断りのない限り、開銀地方部第一課『借入申込聴取書綴』1953年度判定A・B分に収録されている案件番号30「鎮西鉱業(株)（水害復旧）」に関する申込受付資料による。

1950年代前半における日本開発銀行と承継債権

では、「小炭砵の集まりではあるが各坑とも坑内浅く比較的採掘条件に恵まれているので一人当の出炭能率も高く生産費も割安」であった。販売先も安定しており、「出炭の殆どが九州電力(株)発電所用炭として送炭されており炭価の面に於ても著しき変動がなく寧ろ炭況軟化の折には保護されている傾向さえうかがわれる」ほどであった。市中銀行との取引振りも良好で、「市中銀行に対しては26年度60,000千円の返済超、27年度は80,000千円借入、77,000千円返済という実績を示している。ために、市銀の信用は意外に厚く月産5,000屯程度の小山であるにかゝらず、短期負債の残高は常時概ね1億円となって」いた。このように創業以来比較的順調に業況が推移していたが、水害により1953年7月及び8月の出炭が2,000屯台に激減した。その復旧資金総額50,660千円のうち30,000千円の借入を開銀に申し込んだ。この案件の「申込聴取書」作成日は1953年9月12日となっている。

表13 鎮西鋳業(株)に対する既往取引口

貸出先	貸出額 (千円)	残高(千円) (53.9.12現在)	用途	期限	延滞	
					元金	利息
鎮西鋳業(株)	7,000	6,400	設備	55.2末	なし	なし
W氏	10,168	9,963	設備	49.3.31	49.7.28~	なし
W氏	507	108	水害	49.2.11	49.2.11~	なし
W氏	10,150	9,730	炭住	59.3.31	なし	なし
W氏	401	401	運転	48.10.12	48.10.12~	なし
小計	28,226	26,602				

出所；開銀地方部第一課『借入申込聴取書綴』より作成。

この案件に関する開銀側の懸念の一つは、既往取引口における鎮西鋳業の取引振りの悪さであった。鎮西鋳業並びに社長であるW氏に対する、承継債権を含めた貸出の申込時点での状況は表13のようであった。市中銀行に対しては返済を行っていた鎮西鋳業は、開銀に対しては1948年10月から元金延滞を続けていた。その後、「1952年11月以降、元金並びに棚上利息を含めて毎月50万円以上を入金し向ふ一ヶ年で延滞利息全部を解消する約束のもとに念証を差し入れ」たとあり、若干の取引振りの好転があったようである。しかし、実際の元金の入金額は、1953年3月240千円、4月120千円、5月120千円、6月340千円、7月入金なし、8月300千円であった⁴³。すなわち、本案件の申込時点においても開銀との取引振りは芳しくなく、地方部などは、「起業、買収等事業拡張の皺寄せ」を負わされているという認識に至っていた。そのため、地方部は次のような見解に達している。

⁴³ 開銀地方部「鎮西鋳業(株)申込聴取」中の「鎮西鋳業(株)入金状況」と記されたメモ。

「当社の従来取引の態度よりみるも、今回の融資を拒絶することは現債権の回収にかえってしこりを残すこととなるのはあきらかであり、むしろ今回の管理融資と引換えに九州電力(株)からの炭代の代理受領の委任を取ることとし現債権並に新規融資を含め、債権回収の確保を図る事も必要な措置であろう」

ここからは、貸付を交換条件として石炭代金の代理受領権を得ることで、既往のものを含めた債権の償還確実性を確保しようとする姿勢がうかがえる。すなわち、“償還確実性あり→貸付”ではなく、むしろ逆に、“貸付→償還確実性の確保”という図式となっている。この案件の申込受付役員会での判定はBとなり、審査回付とされた。

また、貸付に際しては石炭代金の代理受領を行なうべしとする案件が他にも4件あった。

4-4. 管理貸が実施されたことが判明する事例；T氏関連炭鉱企業（振興鉱業開発(株)、振興飛島炭鉱(株)）⁴⁴

振興鉱業開発と振興飛島炭鉱の実質的経営者であったT氏⁴⁵は、1903年6月18日、新潟県に生まれ、機関士、樺太での農業経営、養鶏場経営などを経て、戦中から戦後にかけて炭鉱経営で資産を築いた。その間、恐喝、詐欺などの犯歴を重ねている。1949年、炭鉱国家管理に反対するため郷里の新潟4区から衆議院に立候補して当選、以後、連続7回当選する。初当選から終始決算委員となり、1952～54年には同委員長を務めている。本稿対象時期までの所属政党は、1949年1月～1950年3月民主自由党、1950年3月～1953年3月自由党、1953年3月～1953年11月自由党分党派、1953年11月～1954年9月自由党、そして、1954年9月～1954年11月無所属であった。

T氏関連炭鉱企業のうち、振興鉱業開発(株)は、もともと1943年からT氏が個人経営していた振興炭鉱を継承して、1946年8月に資本金5,000千円にて設立された。T氏は初代の代表取締役役に就いた。1952年11月にはI氏が代表取締役役となったが、「実際はT氏が実権を握りワンマン」であった。傘下炭鉱は、振興丸吉炭鉱（筑豊。1953年10月現在；出炭6,000～7,000吨/月、6,000Cal、一般炭）と振興二瀬炭鉱（筑豊。1953年10月現在；出炭2,800吨/月、6,500Cal、一般炭）の2つであった。そのうち、振興丸吉炭鉱は、1949年12月に三井

⁴⁴ 以下、特に断りのない限り、開銀地方部第一課『借入申込聴取書綴』1953年度取下げ分に収録されている案件番号4「振興鉱業開発(株)」に関する申込受付資料と、同1953年度A・B判定分に収録されている案件番号36「振興飛島炭鉱(株)（飛島七隔層開発）」に関する申込受付資料による。

⁴⁵ T氏については、『[現代日本]朝日人物事典』朝日新聞社、1990年、996頁、『20世紀日本人名事典そ〜わ』日外アソシエーツ、2004年、1559頁、『歴代国会議員経歴要覧』政治広報センター、1990年、830～831頁。

1950年代前半における日本開発銀行と承継債権

鉱山(株)より田川炭鉱第五坑の鉱区及び設備一切の譲渡を受けたものであった。

振興飛島炭鉱(株)は、5,600Calの一般炭を1,500屯/月(1954年現在)出炭する振興飛島炭鉱(北松)を有する資本金2,000千円の炭鉱企業であった。飛島炭鉱(北松)は、1918年に開坑され、小規模な稼行が行なわれていた。その後、変遷を経て1941年1月、昭和産業(株)の経営する処となり、1944年5月、昭和産業(株)と石原産業(株)の協力により飛島炭鉱(株)が設立された。戦後、海底ケーブルの故障、労働問題、統制撤廃後の資金難により経営難となり、49年11月に休山した。その後、T氏が経営に参加するに至り、実権がT氏に移り、50年9月、振興飛島炭業(株)に名称変更して事業を再開した。同年11月より掘進を開始し、1,500屯/月の出炭にまで至っていた。

また、T氏関連炭鉱企業には振興山吉炭鉱(株)もあったが、この企業は旧新日本炭鉱(株)が経営していた山吉炭鉱(筑豊)を競売によって入手していたが、本稿対象時期には休山状態であった。

この三社のうち、振興炭業開発(株)と振興飛島炭鉱(株)に対して承継債権の残高があった(表14-1、14-2)。

表14-1 振興炭業開発(株)に対する復金承継債権

貸付元高 (円)	残高(円) (53.8.31現在)	用途	期限	取引状況	
				元金延滞額(円)	利息延滞始期
7,374,000	7,184,000	起業	53.1.31	7,184,000	49.12.28
7,465,000	7,137,000	炭住	53.1.31	7,137,000	49.11.19
4,043,000	4,032,000	炭住	53.1.31	4,032,000	50.6.7
1,744,000	448,237	運転	53.1.31	448,237	50.4.14
2,422,763	2,318,363	転貸運転	53.1.31	2,318,363	50.3.14
23,048,763	21,119,600			21,119,600	

出所；開銀地方部第一課『借入申込聴取書綴』より作成。

表14-2 振興飛島炭業(株)に対する復金承継債権

貸出元高 (円)	残高(円)	用途	期限	貸出日
4,341,000	4,341,000	起業	50.8.25	49.6.28
3,093,000	3,093,000	炭住	50.7.24	49.7.8
255,000	139,000	水害復旧	49.12.31	49.1.20
1,392,130	1,392,130	転貸運転	50.6.30	
9,081,130	8,965,130			

出所；開銀地方部第一課『借入申込聴取書綴』より作成。

振興炭業開発(株)に対する承継債権は、「T氏個人名義として貸出しを行っていたものを昨年(27年)10月4日振興炭業開発(株)に肩替りしたもの」であった。この承継債権は、二瀬

炭鉱の設備に対して融資されたものであり、「肩替り後に於て鉱業権（振興二瀬炭鉱区）並に不動産（振興二瀬炭鉱を主とし一部丸吉炭鉱を含む）について担保の設定を完了し、本年五月当行に対する延滞利息の解消を約し月当五拾万円宛入金の念書を差入れたがその後に於ても入金は実施されていない」状態にあった。しかも、「債務承認、抵当権設定についても時効中断訴訟を起す所迄行って漸く承認」するという経緯があった。

一方の振興飛島株に対する承継債権は、「各口の債権は何れも T 氏が当鉱を支配する前の飛島炭鉱株に対し貸出された承継債権」であった。そして、「何れも T 氏が当鉱を支配する以前から長く元利金の延滞」が続いていた。しかし、1954 年 3 月時点で、「利息については比較的最近之を支払い現在は延滞はな」く、「元金は全部暫定期限であって更に正式に償還方法を決定する必要があり目下之が打合中」という状況であった。

T 氏関連の炭鉱企業が、開銀が設立されてから初めて借入を申し込んだのは、振興鉱業開発株の起業計画に関してであった。それは、丸吉鉱区深部に賦存する竹谷中三尺層、田川八尺層、並びに田川四尺層の開発を行ない、年産 12 万屯の新坑を起業するというものであった。計画全体は、1953・54 年の 2 ヶ年計画で総所要資金は 305,663 千円とされ、そのうち 150,000 千円が開銀からの調達に期待されていた。そして、まず 1953 年度分の総起業費約 120 百万円のうち約 70 百万円の借入が申し込まれた。その聴取書作成日は 1953 年 10 月 19 日であった。

この案件に対する福岡支店の結論は、「計画自体に付ては大して難点は無い様であるが従来の取引振り不良にして人物に問題あり。今回の申込を管理貸と考えるには金額巨額に過ぎる嫌がある。」というもので、判定は C とされた。この福岡支店の結論に出てくる、「従来の取引振り不良」や「人物に問題あり」という点に関しては、福岡支店長と地方部との間の電話でのやり取りを記した次のようなメモが残されていた。

資料 2 ; 「福岡支店長より電話事項のメモ 11 月 7 日」

1. 従来の取引振は興銀もよくない。
2. 経営者（T 氏外）も面白くない。
3. 但し T 氏は衆議院決算委員長であり、開銀全体としても一応本件を慎重にすべきと思ふ。
（下線は原資料では赤線－引用者）彼此勘案し担保を充分にとる事により又山自体も条件は悪くないので最小限の融資してとれない事は無いであろう。
4. 消極的。

これを受けた地方部の結論も、「出来うれば深部開発は 2、3 年繰延も可能であるので此の

1950年代前半における日本開発銀行と承継債権

間に延滞を整理せしめその後再考慮ということで一応見送りのこととしたい」というもので、申込受付役員会でもCと判定され、取下げとなった。

その後の経緯を「T氏関係借入申込状況中間報告の件」という資料によって知ることができる。

開銀が、「振興鉱業開発(株)、振興飛島(株)に対する承継債権の取引振りが余りに不良なため、この申込を取り下げた(53年11月役員会決定)」のに対して、振興側は、「振興鉱業開発(株)の延滞金の整理方法として毎月500千円宛の入金し、融資決定の際は残額一掃という申し出」をしてきた。53年「12月500千円の入金があったが以后中絶」となった。この間、開銀は、「入金確保の方法として代理受領(北九州石炭)と振興飛島の抵当権設定を交渉」し、54年2月26日鉱業権、同年3月19日建物に抵当権を設定する契約がなされた。「然るに偶々、申込対象の丸吉砒田川四尺・八尺両層以下の三井鉱山(株)より譲り受けの問題が短期に解決する見込みがなくなった為(三井に譲渡の意志がない模様)、丸吉砒開発計画の借入申込を撤回」し、改めて、振興飛島炭鉱の七隔層開発資金の借入が申し込まれた。

この振興飛島鉱業(株)の起業計画の目的は、稼行中の松浦三尺層の貧化に対応するために、より深部にある七隔層を開発することで、工事効果として、屯当たり原価; 3,113円(起業前)→2,456円(起業後)、月当たり出炭量; 1,500屯→5,000屯、品位; 6,000~6,300Cal→6,200~6,300Calという改善が見込まれていた。総起業工事費は83,035千円で、1953・54年度に実施するものとされていた。1953年度分の工事費80,475千円のうち40,145千円の借入が開銀に申し込まれた。

この案件に関する経緯も「T氏関係借入申込状況中間報告の件」の先ほど引用した箇所の続きから知ることができる。

開銀はこの申込に対しても、「条件として両社の未収利息の一掃、償還計画実施の為の炭代代理受領、飛島の担保設定を交渉」してきた。それに対し、「会社は当初、振興開発(株)については会社組織が違うことを理由として償還計画の提出に^あ仲々^あ応じなかった。」しかし、「最近になり漸く軟化」し、「振興飛島(株)未収利息充当金として、54年3月19日、3,200千円」が入金された。また、「振興開発(株)未収利息を4月以降最低500千円宛以上分割弁済し、この裏付けとして代理受領を承認」した。さらには、「担保として、毎月渡りの手形(500千円宛)12枚を差入れ、さらに飛島融資決定の際は残額を一挙に解消する」とされた。そして、「ここに支店としても一応条件が満たされたものと見、近く飛島の開発計画を採り上げることとし、近く本店宛回付の予定」となった。この案件の「申込聴取書」の作成日は1954年3月26日となっている。

しかし、福岡支店の結論は、厳しいもので、次のように取下げが妥当とするものであった。

「本起業計画自体については、大した問題は見受けられず。特に選炭設備、積込設備等は現在に於ても緊急な設備と認められる。且つ、T氏系統の会社には承継債権として当社に対して8,965千円振興鉱業開発(株)に対して21,119千円合計30,084千円の残高があるので既往債権の管理回収を円滑ならしめるためには本件を採り上げることは一應意義は認められるが当砒は現在出炭月産1,500吨に過ぎず、完成后に於ても月産5,000吨程度の小炭砒であるので、当砒融資対象としては、出炭規模からして小さきに過ぎる嫌いがあり且つ炭質上からも特殊性がないので一應判定はCとする」

これに対し、地方部では少し違う結論が出された。地方部では、「振興鉱業開発(株)を含めた30百万円の債権保全上には、之を機会に代理受領の割手歩積を強制せしめることにより効果は著しい。(融資しなければ回収は先ず不可能)」という点が重視され、「振興飛島炭砒(株)だけとすれば山自体の規模も少で又七隔開発もさしたる国家意義を認めることは出来ず消極的。強いて採り上げるとすればT氏系炭砒会社に対し債権保全的感覚ということであろう」という結論が出された。この案件に対する申込受付役員会の判定はBとされた。その後の経過も「T氏関係借入申込状況中間報告の件」から知ることができる⁴⁶。

54年3月26日	福岡支店聴取書作成（「申込聴取書」に実際に記入されている日付と一致一筆者）
4月5日	聴取書役員会附議（「受付級別通知書」に実際に記入されている日付と一致一筆者）
6月14日	審査完了役員会
7月9日	調書受領
7月13日	調書支店に送付
8月5日	貸付申請受領
9月1日	役員会
9月1日	決裁
10月3日	現地実視（工事完成確認）
10月4日	資金交付

⁴⁶ 「T氏関係借入申込状況中間報告の件」自体は、記述の内容から申込受付の段階（54年3月ごろ）で作成されたものと推測されるが、「（ ）は32/2月木村書込」という赤鉛筆での注意書きがあり、実際にいくつか事後的に書き込まれたと思われる箇所がある。

1950年代前半における日本開発銀行と承継債権

このうち、6月14日の「審査完了役員会」から7月13日の「調書支店に送付」にいたる過程が、先に2-2で確認した(5)の審査のプロセスと、そして、8月5日の「貸付申請受領」から9月1日の「決裁」にいたる過程が(6)の融資決定のプロセスと符合しているのが分かる。

5. おわりに

1950年代前半の開銀は、4重点産業（電力・石炭・海運・鉄鋼）を中心に、特にエネルギー部門（電力・石炭）と運輸部門（海運）に対する設備資金供給に大きな役割を果たしていた。また、収支面においては、大幅な黒字であった。このような1950年代前半の開銀の活動を支えたのは、承継債権、そして、承継債権が振り替えられたことにより潤沢となった資本金であった。

しかし、それは債権の形で貸出先に固定されており、そのままでは新規融資の原資として利用できるものではなかった。このことは、フローの資金調達計画・実績と資金運用計画・実績において、承継債権の回収金に大きく依存せざるをえなかったという点に表れていた。1950年代前半の開銀がその活動を維持できるかどうかにとって、承継債権の回収は不可欠な条件であった。しかも、1950年代前半を通じて、なお巨額の承継債権が未回収のままであった。

その中、1952～54年度における福岡支店を経由した借入申込案件のうち、審査回付となった案件には承継債権残高のあるものの比率が高く、反対に、取下げとなった案件には承継債権残高のないものの比率が高かった。また、残高の額も審査回付案件の方が取下げ案件よりも多かった。すなわち、申込受付の段階で、承継債権残高のある申込先が優先されていたのではないかと推測される。

石炭鉱業に限っても同じ傾向がみられた。復金融資の重点産業であった石炭鉱業からの承継債権回収金は、1952～54年度において最も多く、回収超過であったが、未回収金も最も多く、依然として巨額であった。

1950年代前半の石炭鉱業では、炭価の引き下げが国家的意義をもつものとされていたが、その国家的意義がなく、かつ、設備投資自体にも緊要性のない案件であっても、管理貸として、すなわち、債権の回収のためには融資を行なう方がよいとして、審査回付とされる場合（例えば、麻生産業の案件）もあった。また、償還確実であるから融資するのではなく、償還を確実にする石炭代金代理受領権を獲得する交換条件として融資を利用することを理由として、審査回付とされる場合（例えば、鎮西鉱業の案件）もあった。そして、起業計画自体には意義のない案件でも、管理貸として融資が実際に実施された場合（例えば、振興飛島炭砒の案件）も確認された。

承継債権は、1950年代前半の開銀にとって、その活動を支える不可欠なものであった。しかし、それゆえに、その回収を確保するために、政策的意義と償還確実性に基づくべきとされていた申込受付における案件選別の厳格さが弛緩することもあったのである⁴⁷。

以上が、1950年代前半の開銀と承継債権の関係についての結論である。最後に、貸付条件の設定が厳格であるかそうでないかということが、復金と開銀のモニタリング活動⁴⁸にどのような影響を与えたのかについて、本稿での考察を用いて、試論的に展望する。

復金はドッジ・ラインにより1949年4月から新規融資を実質的に停止させられ⁴⁹、以後、管理回収に復金業務の重点が置かれた。その管理回収方針の大要の中には、「返済期限・担保など条件未定のは早急に条件を確定する」⁵⁰ というものがあった。このことが管理回収方針にわざわざ盛り込まれた理由は、復金融資の中に、「戦後の復興上緊急であったため、当時戦災あるいは企業再建整備法によって担保能力のない企業に対しても融資せざるを得なかった関係で、担保留保条件の貸付が多く、設定された抵当物件も無保険のものが相当あり」、また、「償還期限・償還方法についても激変する経済情勢のなかで見通しが立てられなかったため暫定期限の貸付が多く存在していた」⁵¹ からであった。すなわち、融資時における貸付条件の設定の甘さが問題であった。

本稿で採り上げた事例でも、鎮西鉱業㈱に対しては石炭代金代理受領権が、T氏関係炭鉱に対しては石炭代金代理受領権と担保抵当権が、復金による融資の時点で設定されていなかったようである。さらに、T氏関係企業に対する承継債権では、1954年3月に至っても、その元金の返済期限が暫定期限のままであった。このような貸付条件の設定の甘さが、この両者をして復金債務の返済を軽視せしめ、回収業務の不円滑につながった可能性も否定できないであろう。しかし、こうしたケースでも企業の返済能力が全く欠けているという意味での不良化ではなかった側面があった。回収の規律づけの欠如も問題であったのである。そして、その役割を開銀は担うことになる。

⁴⁷ 既往の融資を管理し回収のための融資が、非効率な追い貸しになっていなかったかどうかなどの管理貸の結果についても、本来ならば検討すべきであるが、本稿では資料の制約上検討することができなかった。

⁴⁸ 復金と開銀のモニタリングについては、岡崎哲二氏により、融資判断の自主性を論点として、「事前的モニタリング」の相違が両者のパフォーマンスの相違をもたらしたという見解が出されている。岡崎哲二「政策金融機関の明暗—復金と開銀の歴史」岡崎哲二『経済史の教訓』ダイヤモンド社、2002年。

⁴⁹ 厳密には、1949年度においても既往融資金の回収予定額75億円の範囲内で50億円の新規融資が予定されていたが、49年10月に完全に停止された。『日本開発銀行10年史』486～487頁。

⁵⁰ 『日本開発銀行10年史』488頁。

⁵¹ 『日本開発銀行10年史』487頁。

1950年代前半における日本開発銀行と承継債権

回収の不円滑に対して、開銀は、鎮西鉱業に対して石炭代金代理受領権の設定を融資の条件として要求し、T氏関係企業に対しても融資の条件として担保権・石炭代金代理受領権の設定を要求した。すなわち、開銀は、回収業務も視野に入れた厳格な貸付条件の設定を行なった。しかしこれらの事例では、承継債権を含めた債権の回収を担保するという目的もあったが、厳格な貸付条件の設定と引き換えに、従来の取引振りが悪い企業からの借入申込案件や、それ自体に政策的な意義がない案件を審査回付案件として選択するという、申込受付における案件選別の厳格さの弛緩が生じている。

つまり、貸付条件の設定の甘さは、管理回収業務の不円滑という「事後的モニタリング」機能の低下につながりうるが、反対に、開銀においてさえ、貸付条件の設定の厳しさにより、申込受付における投資計画の評価と選別の厳格さが緩まるという「事前モニタリング」機能の低下が生じる場合もあった⁵²、といえるのかもしれない。

⁵² 「事前モニタリング」と「事後的モニタリング」については、青木昌彦「メインバンク・システムのモニタリング機能としての特徴」青木昌彦+ヒュー・パトリック編『日本のメインバンク・システム』東洋経済新報社、1996年。ただし、「事後的モニタリング」について、本稿では、貸付資金の回収による投下資源の引き上げを、青木氏のいう「匡生的行動」としている。